関連出願が権利範囲解釈に与える影響

~同一基礎外国出願を優先権主張する他の出願の審査経過 が参酌された事例~

中国知的財產権訴訟判例解説(第65回)

ダイソン技術有限公司 再審申請人(一審原告、二審上訴人)

蘇州索発電機有限公司 再審被申請人(一審被告、二審被上訴人)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国においても、禁反言の法理が適用され、審査過程における意見書及び補正書での主張事項 が権利範囲解釈の際、参酌される。

本事件ではイギリスでの第一国出願を基礎に2つの特許出願が中国になされており、一方の特許の請求項の文言解釈に、他方の特許審査経過での主張事項を参酌することができるか否かが争点となった。

最高人民法院は、親出願と分割出願との間での審査経過参酌を認める司法解釈を同様に適用し、他方の審査経過での主張を参酌した上で、被疑侵害製品は請求項にかかる発明の技術的範囲に属さないと判断した¹。

2. 背 景

(1) 特許の内容

ダイソン技術有限公司(原告)は、手持式真空掃除機と称する中国特許第101489454号(以下、454特許という)を所有している。454特許は2007年7月6日に出願され2012年2月29日に登録された。

争点となった請求項1は以下の通りである。

^{1 2017}年11月13日最高人民法院判決 (2017) 最高法民申1461号